



「在宅療養」とは？

入院、通院に並ぶ第3の選択肢が「在宅療養」です。

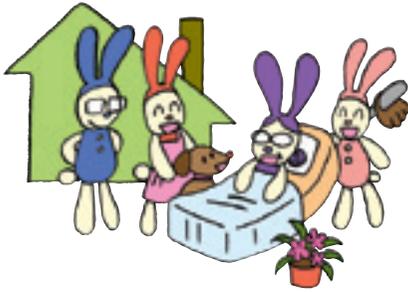
入院

通院

在宅療養

在宅療養とは、通院が困難な病状でも入院をせず、自宅での在宅医療や在宅介護を受けながら、療養生活をしていくことです。

医師が定期的に自宅に伺い診療(訪問診療)するので通院の苦勞がなく、慣れ親しんだ環境の中で治療を続けていくことができます。



■たとえばこんな病気の方々も在宅療養をしています。

- ・脳卒中の後遺症
- ・認知症
- ・がんの緩和ケア
- ・ALS(筋萎縮性側索硬化症)などの神経難病
- ・重度の障害をもつお子さん

■在宅でも可能な治療や検査の例

- 注射・点滴
- 在宅酸素療法、人工呼吸器
- 胃ろうなどの経管栄養
- 採血・採尿・心電図
- じょく瘡(床ずれ)処置
- 排泄管理
- 痛みなどの緩和ケア
- リハビリ

在宅療養はすべての年代のすべての病気が対象です。



知ってみたい
「在宅療養」という
選択肢

在宅療養のメリットとは？

ちよつとしたきつかけで入院したお年寄りが、途端に足腰が弱って元気をなくし、最終的に寝たきりになってしまったというのは、よく耳にする話です。

入院は、集中的な検査や治療には効果的です。しかし、自分のスペースはベッドの上だけ。集団生活ですから、起床や面会時間、食べ物や入浴も限定されます。それに対し在宅療養では、心安らぐ我が家で、大切な家族・近所の友人・ペッ

通院が大変になったら入院。人が亡くなる場所といえば病院。それが常識のようになってきている国は日本だけであることをご存じでしょうか？

海外に比べ、日本ではまだ一般的とは言いがたい在宅療養。しかし、それは決して特異なことではなく、どなたにも可能で自然な医療の受け方であることを、ぜひ知っておいてください。

監修

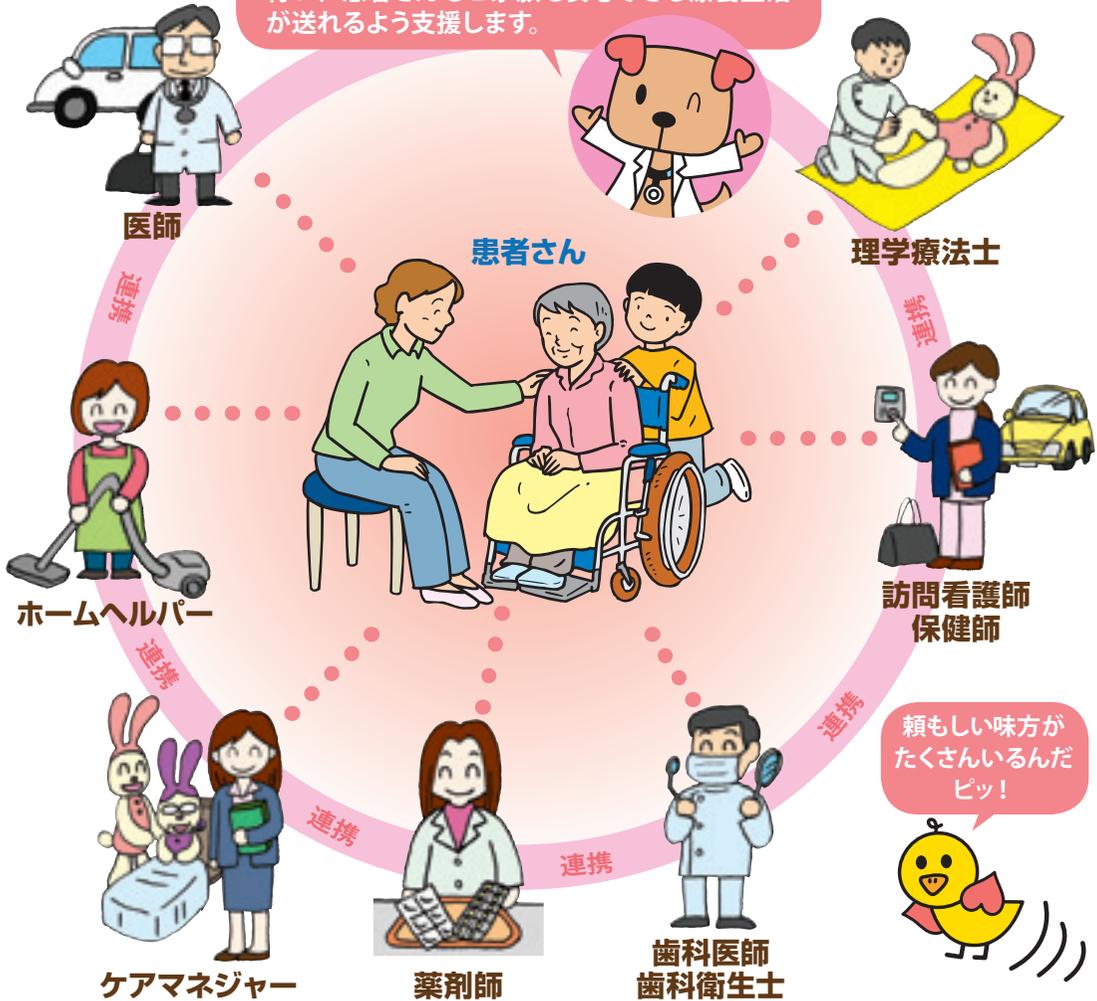
千葉県医師会副会長

土橋正彦 医師



在宅療養を支えるサポーターたち

専門家たちが連携しながら適切な治療やケアを行い、患者さんもお家族も安心できる療養生活を送れるよう支援します。



トとふれあい、思い出の品々に囲まれ、自分らしく暮らしながら治療を続けることができます。

そついったことが生きる張り合いやストレスの解消となり、痛みなどの症状をやわらげたり、筋肉の衰えを抑えたり、機能の回復につながることは少なくありません。

そんな今、病んでも老いても自宅で思うように暮らし、最期は家族に看取られたいと望む方が増えています。

進化した、現代の在宅医療

自宅での療養や自宅での看取りは、日本でも昔は普通に行われていました。ただし、現代の在宅医療は様々な点が昔とは異なり進化しています。

治療機材も医療技術も画期的に進歩した近年では、点滴や酸素吸入などをはじめ、病院が提供する医療処置のほとんどが自宅でも受けられます。慢性的な病や障害があっても、痛みなどの症状をコントロールしながら、自宅で穏やかに暮らすことが可能となりました。

また、現代の在宅医療では、医師による「訪問診療」が基本となります。具合が悪くなった時に臨時に医師に来てもらう「往診」に対し、「訪問診療」では、

在宅療養 Q & A

在宅医療を行う医師は どうやって探すの？

在宅療養支援診療所・病院は、在宅医療に熱心に取り組んでいます。また、一般の「かかりつけ医」でも取り組んでいる所もあります。病院の地域医療室で医療ソーシャルワーカーに相談したり、インターネットで情報収集するなどして、自宅からなるべく近い在宅医療を行っている医師を探しましょう。



急に具合が悪くなった時など、 訪問診療日以外でも対応してくれるの？

在宅療養支援診療所・病院は、夜中や休日を含め24時間サポートで様々な症状に対応できるよう、体制を整えています。



家でも痛みや辛さを抑えられるの？

自宅でも、病院と同様に様々な鎮痛剤が使えるため心配いりません。医療技術が進歩し、在宅での療養が、病院に比べて苦痛が多いということはなくなりました。



不安になってきた時、再入院はできるの？

症状が悪化した際には、緊急入院も含めて再入院は可能です。不安になった場合にも、遠慮せず医師に相談しましょう。

臨終の時、医師が間に合わなかったら？

主治医が臨終の場に間に合わなくても、病気の経過があり、その病気で亡くなったことが明らかであれば死亡診断書が発行できます。呼吸が停止してから少し時間が経過していても、問題はありません。

在宅医療の費用は高いのでは？

医師が訪問するため、医療費が高いのではと心配される方が多いですが、一般的には、入院医療の費用より低くなります。

在宅医療を行う医師がスケジュールを立てて定期的に患者さんの自宅を訪問。診療、治療、薬の処方等を行います。医師は、ご家族の介護力や経済的な事情なども詳しく伺いながら、療養上の相談や指導などまで行い、自宅での療養を支えていきます。

在宅療養では、チームが肝心！

在宅療養の場合、患者さんの身体のケアはご家族が中心となって行うことになります。

質の高い在宅療養を続けていくためには、患者さんはもちろん、介護を行うご家族を支える、在宅医療や在宅介護の専門家たちの存在が不可欠です。

訪問診療を行う医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどが連携しながら、在宅療養支援チームとなって手助けします。

とはいえ、在宅療養や介護の経験がない人は、心配や不安があつて当然です。まずは、専門的な知識や技術を持っている専門職に相談しましょう。

病院の医療相談室、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、市区町村の介護保険課や健康福祉課、社会福祉協議会など、相談窓口は色々あり、必ず力

リアルな在宅医療を体験

千葉県医師会は、2014年9月に新設予定の医師会館に「千葉県地域医療総合支援センター」を開設します。在宅医療の現場を再現したショールームに、介護ベッドや風呂、トイレなどを設置。介護用品や人工呼吸器、点滴に使う機器なども展示し、じょく瘡(床ずれ)や胃ろうのケアなど、自宅で暮らす高齢者に必要な処置を学ぶことができます。

利用開始は、2014年9月からで、一般の方のご利用も予定しています。



介護保険の流れ

介護において様々なサービスの利用を希望する場合、申請が必要となります。まずは、窓口へ出向いてください。そして、適切な介護認定のもとご家族の願いに近づく暮らしを叶えてください。

【窓口】

- ・市区町村の介護保険担当課
- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設 など

お近くの窓口へ出向いてください！

まずは窓口で
申請手続きを！



を貸してくれるはずですよ。

また、身体の状態によっては、介護保険などを利用して様々な生活援助を受けることができます。

介護保険料を納めている65歳以上の方、あるいは、特定疾病が原因となって介護が必要であると認定された40歳から64歳の方は、介護保険制度を利用することができます。

この制度を利用すると、訪問介護、福祉用具の貸与や購入費の支給などの介護サービスが1割程度の負担で受けられます。

介護保険が利用できるのに、まだ申請をしていない方は、市区町村の介護保険課に行き、早めに申請をしましょう。



人は誰も必ず老い、死を迎える日がきます。いざという時、在宅療養という選択肢があることを、覚えておいてください。

